

令和 8 年度三原市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援 事業業務受注者選定プロポーザル募集要項

1 要旨

三原市では、経済的な理由で学習や進学環境が十分でない世帯の子どもが、大人になって再び経済的に困窮しないよう、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象に、学習支援員による高等学校等への進学支援や、社会性の育成を目的として学習支援事業を実施する。

本業務受注者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施し、提案業者の知見、技能及び経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度三原市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度三原市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 事業費上限額

3,437 千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。

(3) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 市税等を滞納していないこと。

(5) 令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録

されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。

- (6) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

4 提出書類

- (1) 参加申込書 … 1 部

別紙様式 1 に記載すること。なお、3 (5) の令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。

- (2) 見積書 … 10 部

別紙様式 2 に記載すること。また、会社名、住所、電話番号及び代表者名を記入の上、会社印を押印すること。なお、押印は 1 部で他はコピーで構わない。

また、「一式」とは記載せず、数量・単価等、各項目の積み上げが明確に分かるように記載すること。

- (3) 企画提案書 … 10 部

企画提案書は、仕様書を基本とし、概ね次の内容を盛り込んで展開すること。なお、様式は、A4 判で任意（パワーポイント可）のものとし、使用するフォントの文字サイズは、原則 10 ポイント以上とすること。表紙を含め、25 枚以内とする。

ア 学習支援事業の概要

- (ア) 授業の展開方法、支援カリキュラム

- (イ) 利用者の支援目標や支援計画の策定方法

利用者の不安や悩み、変化に気づくための工夫点

- (ウ) 各利用者の学習意欲の増進、学力向上に向けた取り組み

各利用者の学力、特性に合わせた教材の選定方法

使用予定の教材の紹介、特色、利用者にもたらす効果

利用者の学習意欲を高め継続的な参加を実現するための工夫点

授業終了後も自宅学習ができるようなサポート体制、学習の進捗管理方法

- (エ) 利用者の基本的な生活習慣の習得や、社会性・コミュニケーション能力育成のための具体的な支援方法

- (オ) 学習習慣が著しく乏しい利用者や、家庭環境に問題を抱えている利用者な

ど、特別な支援・配慮が必要な利用者への対応方法

(カ) 欠席や遅刻が続く利用者への対応方法、出席に向けた支援

イ 実施体制

(ア) 管理責任者及び支援員の配置状況

(イ) 支援員の確保方法、採用の考え方、支援員の資質向上のための取組

(ウ) 個人情報管理体制

(エ) 感染症対策

本事業の対面実施は、集合型の対面授業を想定しているが、感染拡大により対面授業が困難となった場合、オンライン授業等の代替策の詳細（授業の進め方、学習の遅れが出ないような工夫点、フォローアップ体制、学習の進捗管理の方法）についても記載すること。

(オ) 危機管理体制

学習支援中の利用者同士のトラブル、事故対策、災害時の対応

ウ 類似業務実績、事例紹介

おおむね直近3年間の受託件数、実施内容等の業務実績、事例紹介では、広島県内の実施状況について紹介すること。

エ 独自提案に関すること

(ア) 仕様書4(8)イに記載の利用者の選考基準の案

(イ) 提案業者が考える本事業の目標及び目標達成のための具体的な取組

(ウ) 利用者の社会性の育成のため、安心して過ごすことができる「居場所」づくりの実現に向けた取組

(エ) その他本プロポーザルにおいてPRする内容

5 提出方法

(1) 提出期日及び提出書類

ア 参加申込書

提出期日：令和8年3月2日（月）午後5時15分まで【必着】

提出書類：4の(1)別紙様式1

イ 企画提案書

提出期日：令和8年3月11日（水）午後5時15分まで【必着】

提出書類：4の(2)、(3)

(2) 提出先

本書中の「10 資料提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

6 選定方法

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会において、提案内容全般を総合的に評価し、最も高い評価値の1事業者を優先契約交渉業者として選定する。

(1) 評価方法

プレゼンテーション審査とする。なお、採点の結果、同点となった場合は、選定委員会の合議により決定する。

(2) 審査項目

別に定める「令和8年度三原市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務受注者プロポーザル選定審査表」に基づき審査する。

(3) 結果通知

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果及び優先交渉契約業者について、三原市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせには、一切応じない。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問票（別紙様式3）により質問事項を箇条書きにして、本書中の「10 資料提出及び問い合わせ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話で担当者に対し、その旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時15分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和8年3月5日（木）に電子メールで全ての参加申込者に配信する。

8 スケジュール

令和8年2月20日（金） 募集公告（募集要項・仕様書公表）

令和8年2月20日（金） 書類提出受付開始及び質疑受付開始

令和8年3月 2日 (月)	参加申込み終了及び質疑締め切り
令和8年3月 5日 (木)	質疑回答予定日
令和8年3月 11日 (水)	企画提案書類提出締め切り予定日
令和8年3月 16日 (月)	プレゼンテーション審査予定日
令和8年3月 24日 (火)	審査結果通知予定日
令和8年4月	以降 契約

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書配布後は、社会福祉課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申し込み後、辞退する場合はその旨を連絡すること。
- (9) 本事業は、令和8年度予算が成立し、本書中の「2 業務概要 (4) 事業費上限額」に記載する予算が執行されることを条件として実施する。
- (10) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。

10 資料提出及び問合せ先

三原市保健福祉部社会福祉課 担当：則清・石木

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel 0848-67-6059 Fax 0848-64-2130

メールアドレス fukushi@city.mihara.hiroshima.jp